

入札説明書

平成29年度「24時間子どもSOS電話相談事業」

福島県教育委員会

この入札説明書は、平成29年度「24時間子どもSOS電話相談事業」業務委託（以下「委託業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件業務委託契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を定めたものである。

1 入札に関する事項

（1）発注者（契約権者） 福島県教育委員会教育長 鈴木淳一

（2）入札の内容

ア 件名

平成29年度「24時間子どもSOS電話相談事業」

イ 業務の仕様等

仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件すべて満足している者で、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- （1）施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （2）国又は地方公共団体等において、この公示に示した業務若しくはこれと類似する業務を実施した実績を有する者であること。
- （3）この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをなされている者にあっては、当該手続き開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項に定める者でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に、2に掲げる事項について証明できる書類として下記を添付して、4に掲げるところに提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

また、審査確認の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）

により、入札者に対して通知するものとする。なお、4（1）ウに規定する期日までに当該申請を行わなかった場合には、当該資格を与えないでの、十分注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は聴取等を求めることがある。

（1）会社概要（任意様式による。）

（2）業務経歴書（様式2）

4 開札までの手続き等に関する事項

（1）入札に関する書類の提出場所及び日時

ア 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8688

住所 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県教育庁義務教育課（西庁舎9階）

電話 024-521-7774

FAX 024-521-7968

Mail k.gimukyouiku@pref.fukushima.lg.jp

イ 入札説明書及び入札等関連資料の配布期間

平成29年2月24日（金）から平成29年3月3日（金）まで

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）

ウ 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限

平成29年3月7日（火）※必着

エ 一般競争入札参加資格確認通知書の送付日

平成29年3月10日（金）

オ 入札及び開札の日時及び場所

平成29年3月23日（木）16：30～17：00

福島県庁西庁舎9階教育委員室（福島県福島市杉妻町2番16号）

なお、郵便による入札とする。

（2）入札書の作成方法

ア 入札者は、入札書を中封筒に入れ封かんし、外封筒に入札書を封入した中封筒を入れ、書留郵便により配達日を指定して提出すること。

なお、入札書については、配達指定期日 平成29年3月21日（火）

※午後5時15分までに到達すること。

イ 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

（ア）落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印をすること。

(ウ) 1 (2) アに示す件名を記載すること。

(エ) 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。

(オ) 外封筒及び中封筒の貼り付け用紙を別紙のとおり添付しているため参考とすること。

(3) 入札保証金

ア 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ 財務規則第249条第1項各号に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、4の（1）イに掲げる期日までに、入札保証金納付免除申請書（様式5）、業務実績証明書（様式5-1）、業務実績証明願（様式5-2）により4の（1）アに掲げる場所まで申請するものとする。ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は、4の（1）オに掲げる日時までに4の（1）アに掲げる場所まで申請するものとする。

エ 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条（別記3）による。

(4) 開札方法

ア 開札は、4（1）オで指定する日時及び場所で行う。

イ 開札は公開で行う。

ウ 開札に先立ち、入札者は発注者より次の書類について確認を受けるものとする。

（ア）一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）

（入札参加者が本書又は写しを郵送する。）

（イ）入札保証金を納付した領収書・・・入札者で入札保証金を納付する者

エ 再度入札について

初回入札によって落札者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。この場合の入札には、失格又は無効の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札における入札書の提出期日等は、再度入札の実施決定後に別途通知する。

(5) 入札心得

ア 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなけれ

ばならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式6）（平成29年3月8日（水）締切、必着）により、郵送又は電子メールで関係職員に説明を求めることができる。

なお、質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式7）により、郵送又は電子メールで回答するものとする。

イ 入札者は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引替え又は撤回することはできない。

（6）入札の取止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときには、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

（7）入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア 2に示す入札参加資格のない者の提出した入札

イ この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

ウ 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

エ 記名、押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札、又は後発の入札

ク 明らかに連合（談合）によると認められる入札

ケ 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

5 落札者の決定方法等に関する事項

（1）落札者の決定方法

ア 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある時は、くじにより落札者を決定する。

この場合において、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

なお、くじについては、以下の手順で実施する。

（ア）入札参加資格申請書の受付順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。

（イ）同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、

余りを算出する。

(ウ) 上記(イ)の計算結果による余りと一致した上記(ア)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

ウ 入札者がいないとき、又は4(4)オに示す再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うことができる。

(2) 落札者の決定等に関する通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について文書で通知するので、通知を必要とする場合には発注者に申し出ること。

6 契約に当たっての留意事項

(1) 契約保証金

ア 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

イ 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払い保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ 財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

エ 契約保証金の減免については、落札者に別途連絡する。

オ 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

(2) 契約書等の作成

ア 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約の取り交わしを行うこととする。

イ 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

ウ 落札者が、6(2)アに定める期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(3) 契約事項

契約書（案）及び財務規則による。

7 その他

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書（様式3）を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式任意）を提出すること。

(2) この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた文書等を、第三者に漏らしてはならず、本件の委託契約手続き以外の目的に供してはならない。

(3) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

- (4) 入札から落札者の決定までに入札者が2に示す要件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者としない。
- (5) 入札説明書に記載された内容の無断転載及び転用を禁じる。

別記1

福島県財務規則（抜粋）

(入札保証金の減免)

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去二年間に国(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 一件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (4) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) その他別に定めるとき。

2 (略)

別記 2

(契約保証金の減免)

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関(次条第二項において「保険会社等」という。)と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去二年間に国(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。)又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 隨意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が50万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 一件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 一件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 一件300万円未満の工事(建設工事を除く。)の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10(建設工事又は製造以外にあつては100分の5)を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 一件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第一号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (11) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該

契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。

- (12) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (13) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (14) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (15) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (16) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2 (略)

別記3

(入札保証金の納付等)

第二百五十一条 契約権者は、第二百四十九条第一項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額(その一部の納付の免除した場合にあつては、その免除した額を控除した額)を関係の出納機関に納付させなければならない。

2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があつたときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。

3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

(入札保証金の還付)

第二百五十三条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第六章又は第九章の規定の例による。